

● 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出の手続に当たって、用意していただく必要のある書類

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただることで差し支えありません。

~必ず用意する書類~

(出生の日付がその戸籍のできた日よりも後・・・→それが最初の戸籍)

	書類名	取得先	確認
	<p>✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本 <u>出生から</u>亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び<u>除籍謄本</u>を用意してください。 <small>他の家族が存命の場合は本人欄に「除籍」とあるもの</small></p>	被相続人の本籍地の市区町村役場	
	<p>✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票（戸籍附票でも可） 被相続人の住民票の除票を用意してください。</p>	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	
	<p>✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください（被相続人が死亡した日以後の証明日のものが必要です。）。</p>	各相続人の本籍地の市区町村役場	
	<p>✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示（1）する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー（2） ◆マイナンバーカードの表面のコピー（2） ◆住民票記載事項証明書（住民票の写し）など 1 上記以外の書類については、登記所に確認してください。 2 原本と相違がない旨を記載し、申出人（又は代理人）の記名をしてください。</p>	—	

(注) 被相続人の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、法定相続人の確認のために上記の書類に加えて被相続人の親等に係る戸籍謄本の添付が必要な場合があります。

~必要となる場合がある書類~

	書類名	取得先	確認
	<p>✓ （法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合）各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し）（） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。 各相続人の印鑑証明書や戸籍の附票でも代用できます。</p>	各相続人の住所地の市区町村役場	
	<p>✓ （委任による代理人が申出の手続をする場合） -1 委任状 -2 （親族が代理する場合） 申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（又はの書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） -3 （資格者代理人が代理する場合） 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等</p>	-2について、 市区町村役場	
	<p>✓ （の書類を取得することができない場合） 被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。</p>	被相続人の本籍地の市区町村役場	